○経済産業省告示第百号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十二年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十二日　経済産業大臣　直嶋　正行

平成22～26年度石油備蓄目標

1　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、別表第一に掲げる年度ごとに同表の石油の備蓄の数量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第二に掲げる年度ごとに同表の石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げるとおりとする。

2　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設の容量は、石油にあっては、別表第一に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとし、石油ガスにあっては、別表第二に掲げる年度ごとに同表の新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げるとおりとする。

別表第一

年度（平成）	石油の備蓄の数量（単位　千キロリットル）		新たに設置すべき石油の貯蔵施設の容量（単位　千キロリットル）
22	民間備蓄	26,845	—
	国家備蓄	50,595	
23	民間備蓄	25,824	—
	国家備蓄	50,595	
24	民間備蓄	24,768	—
	国家備蓄	50,595	
25	民間備蓄	23,583	—
	国家備蓄	50,595	
26	民間備蓄	22,627	—
	国家備蓄	50,595	

備考

石油の備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油（製品換算）及び国家備蓄石油（原油換算）の数量である。

別表第2

年度（平成）	石油ガスの備蓄の数量（単位　千トン）		新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量（単位　千トン）
22	民間備蓄	1,562	—
	国家備蓄	650	
23	民間備蓄	1,645	—
	国家備蓄	650	
24	民間備蓄	1,681	850
	国家備蓄	694	
25	民間備蓄	1,713	—
	国家備蓄	892	
26	民間備蓄	1,746	—
	国家備蓄	1,112	

備考

石油ガスの備蓄の数量の欄に掲げる数量は、我が国全体としての民間備蓄石油ガス及び国家備蓄石油ガスの数量である。

新たに設置すべき石油ガスの貯蔵施設の容量の欄に掲げる数量は、国家石油ガス備蓄基地の建設完了予定年度における容量を記載している。

○国土交通省告示第四百三十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名　供用の区間　供用開始の期日

中国横断自動車道尾道松江線　雲南市三刀屋町三刀屋一四九四番五四から同市三刀屋町三刀屋一四九〇番一四まで　平成二十二年四月二十二日九時

○関東地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

五十号　筑西市女方字砂田一五番一六から同市布川字田河内一二四九番一〇〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十二日

○関東地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

四号　さくら市蒲須坂字東原一九七番二から同市蒲須坂字東原二一五番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

〃　矢板市乙畑字上河原二七八番から同市乙畑字中割一六〇三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　〃

供用開始の期日　平成二十二年四月二十二日